

福祉文教委員会会議録

令和2年12月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 14:52

【 案 件 】

1. 議案第105号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第113号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
3. 議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)
4. 議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
5. 議案第126号 契約の締結(筑穂保育所園舎建設工事)

【 所管事務調査 】

1. 制服の現状について
2. 小中学校の性暴力防止対策について
3. コスモスコモンの改修について

【 報告事項 】

1. 筑穂子育て支援センター移設場所の決定について
2. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(原案)の市民意見募集について
3. 飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画(原案)の市民意見募集について
4. 飯塚市手話言語条例(原案)の市民意見募集について
5. 療育関連通所施設事業に関する覚書について
6. 飯塚市教育委員会事業評価結果(令和元年度分)について
7. 職員の逮捕について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第105号 令和2年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第105号 令和2年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明を行います。

補正予算書の167ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、主に、4月から補正予算要求時点までの実績をもとに、伸び率等を勘案して積算しました決算見込額の算出により補正を行うものになります。第1条第1項におきまして、歳入歳出を、それぞれ3億1168万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ154億353万6千円にしようとするものです。

補正の主な内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。補正予算資料の17ページ、介護保険特別会計をお願いします。記載の順番どおり、歳入、歳出の順で主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入ですが、保険料につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料が3875万円の減額、現年度分普通徴収保険料が1848万7千円の増額となりまして、合計2026万3千円の減額補正となっております。介護保険料については、6月補正も行ってありますが、その際の特別徴収及び普通徴収対象者の見込者数に対し、7月の当初賦課時における各徴収対象者数が普通徴収においては増加、特別徴収については減少したことが大きな

要因でございます。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増額及び減額補正を行っております。

国庫支出金の6つ目の黒丸「保険者機能強化推進交付金」については、市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的に一昨年度前から設置されたものでありますが、その交付額、2121万円の交付が決定されたことに伴う歳入額の増額を行うものでございます。7つ目の黒丸「介護保険保険者努力支援交付金」については、昨年度まで「保険者機能強化推進交付金」として扱っていたものでありますが、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業等に関する取り組みを支援することを目的に本年度から新設されたものであります。その交付額、2234万1千円の交付が決定されたことに伴う歳入額の増額を行うものでございます。繰越金につきましては、前年度の繰越金となります5082万3千円を増額計上するものでございます。

次に、歳出になります。保険給付費につきましては、減額となっておりますが、これにつきましては、今年度4月から補正予算要求時点までの各給付費の実績をもとに、伸び率等を勘案し、決算見込額を積算しておりまして、保険給付費全体としまして、3億1119万5千円を減額補正し、給付総額を138億9894万7千円にするものであります。

次に、地域支援事業費につきましては、主なものとしまして、介護予防・生活支援サービス事業費については、保険給付費と同様に、今年度4月から補正予算要求時点までの事業費の実績をもとに、決算見込みを行い、地域支援事業費全体としまして、1億3718万6千円を減額補正し、総額を10億7336万7千円にするものであります。

また、諸支出金の償還金につきましては、新聞報道等でごございました所得段階別加入割補正係数の算出を誤っていたことなどの理由により、平成29年度の介護給付費調整国庫交付金返還金が発生しております。返還金5072万2千円を含め、令和元年度の介護給付費等の確定によります国及び県からの交付金等の超過受け入れ分等を返還するために、合計1億4510万3千円を増額補正を行っております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 令和2年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第113号 令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の265ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出全科目について見直しを行い、前期の実績と今後の所要額の見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6千501万5千円減額し、歳入歳出予算の総額を14億1千409万2千円とするものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものをご説明いたします。まず、歳入でございますが、補正予算書の268ページをお願いいたします。学校給食費につきましては、当初、小中学校の学校給食を年間実施基準回数である185回として実施予定でありましたが、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校臨時休業に伴う給食実施回数の減により、年間の給食回数が185回から168回へ変更となったことによりまして、小中学校合計で4541万1千円減額となっております。次に、一般会計繰入金につきましては、今回の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を2107万9千円減額するものがございます。次に、繰越金につきましては、前年度決算による繰越金の額の確定により、175万4千円増額いたしております。

次に、歳出でございます。270ページをお願いします。一般管理費は、現在の人員配置に基づき、564万7千円減額いたしております。次に、給食事業費は、主に給食施設の維持管理に係る経費及び給食調理等業務委託料などがございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校臨時休業に伴う給食実施回数の減により、光熱水費の減及び委託契約の確定に伴う執行残等により、1375万8千円減額するものです。次に、271ページから272ページの上段にかけて、学校給食賄材料費については、歳入の学校給食費を充てるものがございます。歳入が給食実施回数の減により減額となったことに伴いまして、小中学校で4542万3千円減額となっております。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る授業時数の確保ため、公費を財源といたしました給食日数7日分の賄材料費の執行残並びに夏休み期間中の児童生徒への応援メニューとしてゼリーを提供いたしました分の執行残19万6千円減額いたしまして、合計4561万9千円減額いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今、説明いただいた分の268ページの歳入の1番の学校給食費で今の説明では、減額になった分は学校が休業による回数の減だというふうに説明ありましたが、この表にある説明で現年度分とか滞納繰越分というのがあるのですが、これはどういう意味なのかちょっと教えてください。

○学校給食課長

説明の部分の現年度分は令和2年度の調定額に対して入ってくる見込みがマイナスで2529万4千円ということでございます。滞納繰越分につきましては、令和元年度以前の滞納がありまして、その分が本年度の見込みとしては13万7千円減額という部分を見込んで予算計上いたしております。

○兼本委員

すみません、ちょっとよくわからないのですが回数が減った分と、この金額の整合性といえますか、どういうふうになっているのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○学校給食課長

先ほどご説明いたしました実施回数185回から学校の臨時休業に伴います給食休止に伴いまして168回となっております。その分でも、給食回数が減ることによりまして、給食費の入ってくる部分も減るところで、日数と給食費単価、それから児童生徒数を掛け算いたしますと、このマイナスの額になっていくということでございます。滞納繰越分につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係とはなく、今後の歳入の見込みとして計上いたしております。

○兼本委員

今のはわかりました。次に、271ページの歳出の部分の学校給食費のうちの給食調理等事

業費の中で、飯塚第一中学校給食調理等業務委託料というのは980万8千円減となっておりますが、これは、どういうことなのかを教えてください。

○学校給食課長

給食調理等事業費の飯塚第一中学校の給食等業務委託料でございますが、このマイナスの980万8千円の原因ですけれども、調理業務につきましては、5年の委託契約を組む中で、初年度につきまして契約金額の確定に伴いまして、予算額との差額が生じた分で、差し引き908万8千円の予算計上いたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第137号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第137号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第11号)」についてご説明いたします。

令和2年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で2億2586万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を913億8644万7千円しようとするもので、表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、歳出予算に計上しておりますひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る財源として、1億3051万円を追加するものでございます。繰入金では、今回の補正による財源調整として財政調整基金繰入金を9535万9千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のひとり親世帯臨時特別給付金事業費では、国の新型コロナウイルス感染症対策として、先に支給したひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に関する経費でございます。1億3051万円を追加するものでございます。

事業概要について、説明いたします。ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、既に支給している低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金支給対象者に対して、同様の給付を再度行うものです。年末年始に向け、令和2年12月中をめどに支給するため、急遽補正予算の要求をするものです。なお、事業に係る費用については、全額国の負担となっております。

次に、対象者について、説明させていただきます。対象者の区分が3つありますが、1つ目は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者、2つ目は公的年金給付等を受けているために児童扶養手当の支給を受けていない方、3つ目は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方に対し前回、臨時特別給

付金を支給しております。今回この3つに該当する方に対して、再度同様の支給を行うものでございます。また、②と③をまだ申請していなかった該当者が申請した場合には、基本額については2回分給付することとなります。支給額については、前回同様に1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円であり、本市においては、1915世帯を対象とし、1億3013万円の給付を見込んでおります。

新生児特別給付金の事業費では、先に支給した特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降出生の新生児に対し、市の新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金と同額の10万円を支給するもので、9535万9千円を計上するものでございます。

事業の概要について説明いたします。国が支給する特別定額給付金の対象とならない新生児に対する臨時的な措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな生活様式のもとで、さまざまな負担や不安を抱えながら妊娠期を過ごし、子育てを開始する家庭への支援策として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児1人につき10万円を飯塚市が支給するものです。なお、対象となる新生児は、出生後最初に飯塚市において住民基本台帳に記録されていることと、給付金申請日まで引き続き住民登録があることを条件しております。支給対象者は、概要で説明いたしました新生児と同居している母または父としております。父母と同居していない場合は、父母に代わってその児童を養育している方となります。続きまして、繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めない新生児特別給付金事業につきまして追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉田委員

今、ご説明いただきまして、コロナ対策の補正ということで、非常にありがたい話だと思っております。ちょっと詳細な支給方法についてお伺いしたいのですが、この2つの事業、ひとり親世帯臨時給付金特別事業、これについても世帯数等が出ております、この書類の上では。それと新生児特別給付金事業について、これについては10万円ほど交付するというので、それは十分理解できるんですけど、調査して件数が出ているということは、自動的に交付されるという考え方でよろしいんですか。

○子育て支援課長

この2種類は方法が少し異なりますので、ちょっと1つずつ説明させていただきます。ひとり親関連給付金につきましては、一度8月に児童扶養手当を受給者に対して支給しております。それ以降も申請のあった方については、随時支給しておりますので、振込口座等の把握ができておりますから、12月末までに第1回目の給付を行うこととしております。もう1つの新生児につきましては、11月までに出生されている方が約600名、今後、生まれてくるであろう方が、350人ぐらいを見込んで、950人を対象としております。こちらにつきましてはまず、11月までに生まれた方に対しては、一斉に申請書を送る形にしておりまして、それ以降、月ごとに締めることになるかと思いますが、随時、申請書を送る形にして、申請していただいて、記載していただいた口座のほうに振り込むこととしております。

○吉田委員

そしたら今のご説明で確認させていただきます。ひとり親のほうは8月の手続を行われた方については口座を把握しているので、自動的に振り込みを12月中に行う。そのときに申請されてなかった方についての対応方法は9月以降ということなんですね。もし引越して飯塚の市民になられた方とかいう形については、どうなっているのですか。

○子育て支援課長

ひとり親の給付金につきましては、8月に支給した方に加えて、その後に申請された方にも追加で支給しております。今回の制度ですけれども、初めに、ひとり親の給付金を支給した自治体が転出したとしても追いかけて支給する形になっておりますので飯塚市に転入された方は前の自治体からの支給となります。

○吉田委員

引っ越しされた方については、前の住所地域の自治体のほうが追っかけて支給されるということですね、わかりました。まず、ひとり親の方については、必ず支給されるという形の認識はしたのですが、今度の新生児特別給付金事業については、申請書を送るということなんですけど、これが来年3月までに生まれた方ということなんですけど、これの最終締めとか、申込書が届いていないという方に対してのご対応はどのような形で、進めるのか、その辺をお聞かせ願いますか。

○子育て支援課長

令和3年3月31日までに生まれた方を対象としておりますので、出生届がどうしても4月以降になるかと思えます。期限といたしましては、5月31日までに申請をいただく形にしております。ただ、申請がおくれるような方につきましてはこちらのほうから連絡をとって、できるだけ支給に努めたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今、吉田委員からも質問がありましたので、1点だけ確認をさせていただきます。新生児特別給付金の件でございます。対象者が令和2年4月28日から令和3年3月31日までの新生児ということでございます。これは令和2年度の補正予算でございますので、年度末で締められて3月31日までということでしょうけれども、学年で言えば4月1日までが同じ学年になるんですね。4月1日生まれの方は、来年度の予算で計上されるのか、それともこの事業そのものが3月31日生まれで、切ってしまうのか、この点はいかがでしょうか。

○子育て支援課長

こちらの飯塚市独自の事業でございますけれども、令和2年度の事業となりますので、あくまでも令和3年3月31日までに出生された方を対象とさせていただきます。令和3年度以降については、予定しておりません。

○田中裕委員

4月1日までにするのか、3月31日までにするのか、それぞれいろいろ考え方があろうかと思えます。ただ単純に計算をして、年間に千人の方の新生児が出生されると考えたら、4月1日だけ1日だけで考えたら、大体平均では3人から4人、10万円支給しても30万円から40万円という金額になろうかと思うんですね。そういったことを考えましたら、もう少し時間がありますので、そのあたりもまた検討していただきたいとこのように要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ひとり親世帯臨時特別給付金について、先ほど課長のほうから最初に令和2年12月中をめぐりに基本額を2回もらわれていない人は、2回分、基本額に関しては、2回分給付しますというお話でしたよね、一番最初の説明されたとき。先ほど吉田委員の説明のときには12月末までに第1回分を支給するという話をされていたと思うんですけど、この違いというのは为什么呢。

○子育て支援課長

すみません、初めに言われていた部分になりますけれども、申請を出していない方に対する2回一緒の給付というのは12月にはできません。といいますのが、今回は、基本額の追加支給になりますので、あくまでも1回支払った方に対するものとなります。2回分と言いましたのは、申請をされていない方が、今からさき申請をしてきたときには、2回分を合わせての支給ということになります。

○兼本委員

ありがとうございます。そうすると、今回8月時点で申請された方はもう基本的に今回何もしなくていいですよということだと思えますね。問題は8月以降だと思います。なおかつ、支給対象者に上げられているうちのコロナの状況によって、家庭が苦しくなられた方の追加分というのはありますよね。追加で5万円というのは、申請されれば出るというのがありますよね。このあたりの締め切りというのが、いつまでに申請したらいいのかとか、そういったものはどのようにお考えなのでしょうか。

○子育て支援課長

8月分の支給以降も随時、申請があれば支給しておりますので、11月現在のところ1819世帯については支給を終えております。こちらの方々に対して、12月末までに支給することといたしておりますけれども、今後の見込みといたしましては、100世帯近くがまだ申請が出てくるであろうと想定しております。市報による広報やホームページによる広報もしていきたいと考えております。申請につきましては、2月28日をもってということで国が示されております。

○兼本委員

その告知というのは非常に大切だと思うんですね。今、市報、ホームページということでしたけれども、例えば保育所とかにも行かれている方もいらっしゃるんじゃないかと思います。保護者がやっぱり目につくところになるべく多く出していただいて、皆さんが利用できるような体制をぜひとっていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第137号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第11号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案は、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターを複合化するに当たり、庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、市長または指定管理者のいずれによっても管理することができるよう条例の一部を改正するため提出するものでございます。

飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターは、令和4年度より2つの施設を複合化して運営することを予定しています。そのために、令和3年度下期に、施設の複合化のための大規模改修工事を予定しています。令和3年4月から工事着工までの期間、また工事が、令和3年度内で終了予定ですが、工事終了後も引き続き当面の間、直営にて運営

を行う予定としていることから、現在の「指定管理者による管理とする条例」の内容について、「市長または指定管理者による管理」とする内容に改めるものでございます。

改正内容についてご説明します。議案書27ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条第1項「指定管理者による管理」について、現在は「管理は指定管理者に行わせる」としていたものを、「行わせることができる」とし、指定管理者による管理も可能とする旨を規定するものです。これに伴い、職員の配置について第3条の2を追加しております。以下、第4条第1項及び第5条第1項につきましては、「市長が認めるとき」というふうに変更、第6条から次のページ、28ページにわたりますけど、第9条等につきましては、「指定管理者」とあるものを「市長」と改め、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者とすると改めています。その他、直営及び指定管理者による管理とすることに伴いまして、文言の整理等を行うものです。

以上、簡単ではございますが、「議案第125号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

今補足説明でもありましたのでちょっと確認を交えての質問になりますけど、今回の条例改正というのは、庄内ハーモニーの改修工事が、令和3年度下期に予定されておって、その工事が入るので施設を閉める必要とかが出てくるがゆえ、直営で運営を続けるということで、指定管理者と直営のどちらでも運営できるような条例改正を行っていくというふうな理解でいいのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○永末委員

ちょっと利用が、その期間は制限されるとかということもあるので、そのスケジュール等もちょっと把握しておきたいんですけど、令和3年度下期ということですけど、大体いつごろを予定されているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

工事の担当課につきましては、市民協働部地域振興課になりますけれども、そちらから伺っているところでは、令和3年10月には工事に着手したいというスケジュールを考えているというような状況でございます。

○永末委員

今、このハーモニーについては、たしか社会福祉協議会が指定管理を受けていると思うんですけど、この管理期間というのはいつからいつまでなっていましたでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在、指定管理をしております社会福祉協議会、こちらの指定管理の期間としましては、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。

○永末委員

現時点での指定管理者である社会福祉協議会としては、今後も施設の管理、指定管理の延長を希望するということはないのでしょうか。そのあたりわかりますか、もしわかれば。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市社会福祉協議会としましては、今回の現在の指定管理期間までは責任を持って対応するという考え方で、現在、庄内ハーモニーの指定管理をさせていただいておるところでございます。令和3年4月から複合化工事開始までの期間の指定管理延長につきまして、社会福祉協議会のほうに、対応をどうしますかという問い合わせをいたしましたところ、延長については希望しない旨の回答をいただいているところです。

○永末委員

ひとまず直営に戻すということで、その関係もあつてのあれかと思うのですが、今後、当然どちらも選ぶことができるというふうなことなので、あれなのでしょうけど、今後も指定管理もきちんと導入していくというふうな考えでよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

複合化をするということでございまして、交流センター運営の一般的な方針としましては、まちづくり推進課は、各地区のまちづくり協議会に指定管理にて運営をお願いする方向で進めていると聞いております。また今回のハーモニーの条例改正によりまして、この庄内保健福祉総合センターハーモニーは直営、指定管理のどちらにも対応できるものとなります。複合化ということもあり、今後施設管理のあり方については、関係課と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

○永末委員

はい、わかりました。こちらのハーモニーというのは庄内地区のちょうど位置的に中心、支所が隣接していきまして中心地に位置します。今、交流センターとハーモニーの複合化というのが進んでいるというのは聞いておりました。やはり今後、この施設が稼働し始めますと、地区の中心拠点として、重要な施設になってくると思いますので、ぜひ交流の場がますます発展していくような、そういった部分までしっかり認識していただきながら進めていただくことを要望して終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今、永末委員のほうからの質問で、課長の答弁でちょっとお尋ねしたいのですけれども、この条例は、第3条、市長はハーモニーの管理を指定管理者に行わせることができるということは、直営の場合には、市長ですよ。指定管理者が出てきた場合には、この指定管理者に施設の運営管理を行わせますよということを、この条例はおっしゃっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の条例では、指定管理者のみが管理運営をできるというようになっております。今回改正することで、今、委員がおっしゃいましたとおり、市長が管理すること、また指定管理者に管理を行わせること、どちらもできるということになります。

○兼本委員

どちらにもなるというのは、その状況によって、管理運営する側が市なのか、指定管理なのかによって、そこを駆使してくるということですか。

○社会・障がい者福祉課長

施設を管理するに当たりまして、市が管理するのか、また市が指定管理者に管理を行わせるのかということを、市が決められるというようにしております。

○兼本委員

そうすると、ここを指定管理者に今までしていたということは、何かデメリットというか、よくなかったということなのですか。一時的なもので、この条例が終わるのか、永遠と続くのかというのが、ちょっとわからなかったのでお伺いしているのですけれども。

○社会・障がい者福祉課長

現在の指定管理において、デメリットがあったという問題ではございません。工事に年度の途中から入るということもございまして、指定管理を続けるということになりますと、指定管理者に不利益がこうむることも生じます。そのようなことを勘案いたしまして、社会福祉協議会には延長の旨の話をしたのですが、これについては希望いたしませんというご回答いただいたところでございます。これによりまして、市のほうで工事の期間中、完了いたしまして、また

指定管理にするかどうかにつきましては、今後協議をしていきたいというふうに考えています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点確認です。今まで指定管理者であられた社協さんが3月31日でもうやめられると。10月から改修工事に入られるのですよね。その期間、今、社会福祉協議会さんがデイサービスを行っていらっしゃると思いますが、この3月31日で切れて、改修工事が始まるまでの間、デイサービスの事業というのは、当然できないということでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

庄内保健福祉総合センターハーモニーの複合化に伴いまして、ただいま社会福祉協議会が行っておるデイサービス事業の今後の方向性につきまして、社会福祉協議会のほうに打診をしていましたところ、こちらにつきましては、理事会・評議員会等において、令和3年3月31日をもって廃止する旨、決議されたということの報告を受けているところでございます。

○田中裕委員

はい、わかりました。先ほどのやりとりの中で市が直営とするのか、また指定管理者を募集するのか、それは両方決められるということでもございましたけれども、指定管理者で運営していただくということになった場合、このデイサービス事業もやってくださるところを考えられるのか。これまだわかりませんか、今の段階では。

○社会・障がい者福祉課長

このデイサービス事業につきましては、庄内保健福祉総合センターハーモニーのほうを活用して社会福祉協議会のほうが行っていた事業でございますので、現時点では、お答えすることはできません。申しわけございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の30ページをお願いいたします。「議案第126号 工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。本件につきましては、契約金額3億1133万4100円で大和・瑞建特定建設工事共同企業体、代表者大和工業株式会社代表取締役梅尾裕一と契約を締結するものでございます。

議案書の31ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和3年10月29日までとしております。入札の執行状況でございますが、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに総合評価競争入札を試行実

施要領に基づき、業者選考委員会におきまして、入札参加の条件等を決定し、令和2年8月28日に入札公告を行い、本年10月27日に入札を執行いたしました。本件につきましては、3つの共同企業体からの入札参加申請があり、3者による入札の結果、予定価格3億3858万円に対しまして、落札額3億1133万4100円、落札率91.95%となっております。なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものを持って申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式により落札者を決定いたしております。

以上で議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

今回、新たな設置場所というのが、これ筑穂中学校のグラウンドですかね。違うのですかね。この場所が分からなかったのですが、これは全くの民有地ですか。

○子育て支援政策課長

今、候補地となっている場所につきましては、サブグラウンドという形で基本的には使っていないのですが、筑穂中学校の運動会とかのときに駐車場とかで一時的に使われる場合があるというふうには聞いております。

○永末委員

サブグラウンドなんですね。基本的に筑穂中学校のメイングラウンドとしてはきちんと確保してある状態で、使わないであろうところの有効活用みたいな形で今回されているというふうな感じでよろしいのでしょうか。

○子育て支援政策課長

そのとおりでございます。

○永末委員

もし、わかればいいのですが、旧筑穂保育所が道を挟んで、前のところにあるかと思うのですが、こちらは今後どうなっていくような形なのでしょうか。

○子育て政策課長

今のところは、その跡地につきましては、まだ正式には何も決まっておられません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:56

再 開 11:05

委員会を再開いたします。金子委員から「制服の現状について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

現在いろんなところで制服が変わろうとしています。飯塚市の現状についてどんなふうになっているのかお聞きしたいと思い、所管事務調査したいと考えています。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「制服の現状について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「制服の現状について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

全国的にも制服、標準服とも言いますが、学生服と制服からブレザータイプの標準服に変えようという動きが今ございます。まず本市の状況についてお知らせください。

○学校教育課長

現在、ブレザータイプの制服を利用している学校は1校ございます。また、現在計画中の学校が2校、今後、導入を考えている学校が3校ございます。残りの4校につきましては、現在のところ導入はまだ考えていないという結果になっております。

○金子委員

できればその中学校がどこなのか、お知らせいただけますか。

○学校教育課長

現在、計画を考えている学校は飯塚第一中学校と飯塚第二中学校になります。

○金子委員

はい、わかりました。現在ブレザーを使用している学校が恐らく穂波西中ですね。そして来年検討しているところが一中、二中、そしてまた再来年になるところが私の聞いたところによると、二瀬とか鎮西、幸袋というふうにお聞きしておりますが、間違いないでしょうか。

○学校教育課長

詳しくは把握しておりませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○金子委員

はい、わかりました。隣の嘉麻市の状況なのですけど嘉麻市には5つの中学があって、3つがブザータイプの標準服になっています。そして残りの中学校も今検討中ということで、どんどんブレザータイプのものがふえてきているなどと思いますが、この変更理由について把握していることがあれば、お答えをお願いいたします。

○学校教育課長

中学校の標準服の変更理由につきましては、動きやすさ、防寒、暑さ対策などの機能性をまず考えること。そして、性の多様性に対応できるようにブレザータイプを導入しております。このタイプはスカートとスラックスを選択できるようにしております。計画中の学校におきましては、兄弟関係や卒業生の標準服のリユースについても積極的に推進し、保護者の負担軽減に努めていくよう配慮して行っております。

○金子委員

実際に学生服、今使って学生服や制服となると、確かに寒暖の差が大変調整しにくいですよ。朝は寒くてちょうどいいんだけど、昼はとっても暑いとかあります。また、ずっと乾きにくいので洗濯するのも、1週間に1回、よくて1回とか、洗わない子は2週間に1回、忙しく洗わないという子もあるので、衛生面から考えてブレザーのほうが中に着るものは安いということもあります。また、飯塚市はバスとかないことが多いので、自転車で行っている中学生をよく見るのですけど、女子生徒とかが早くこいでいく姿とか、やっぱり機能的ではないだなどと思います。やはりスラックスのほうがいいのかなと思います。また、先ほど言われたLGBTQと言われる特にトランスジェンダー、心と体が一致していない人たちにすると、どうしてもスカートがはきたくないと思われる人たちもいます。そのときに、そうになっていくと不登校にもなる。また自殺しなくちゃいけないと思うこともあるという話も私は聞いております。やは

り丁寧な説明の仕方が要求されるし、まず私たち大人が男らしさとか、女らしさという言い方とか、考え方を変えていく必要がある。性の多様性ということを実感しなければいけないなど思っております。それで導入に当たりまして、まずは1年生から導入するのではないかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○学校教育課長

来年度導入を考えておる学校につきましては、3学期に入りまして、来年の1月から2月にかけて、学校説明会等で小学校の子どもたち、また保護者に説明をしていきます。その中で制服の形を男型とか女型ではなくて、A型、B型、ある学校ではI型、II型という形で性別にかかわらず選択できますよう説明会を考えております。

○金子委員

つい、洋服でも女性のほうがほっそりしていたり、男性のほうがゆったりしていて、つい、あなたは男のもの、女のものというところでさえがとても敏感な人たちなので、A型、B型あるいはI型、II型という言い方でぜひ使うように、子どもたちは自然に入るんですけど、保護者あるいは販売店の方等にも、その使い方を丁寧に言っていただけたらなど思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、金子委員から「小中学校の性暴力防止対策について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

性暴力についてなんですけれども、性暴力がどうしても今多くなってきて、特にコロナになって性暴力がふえたという話も聞きます。それで福岡県に関しても、性暴力が多いと話を聞いておりますので、ぜひ所管事務調査、学校に関しての性暴力防止についての調査をしていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「小中学校の性暴力防止対策について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「小中学校の性暴力防止対策について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

福岡県は性犯罪が多い県です。人口10万人当たりの性犯罪、つまり性犯罪というのは強制性交、強制わいせつを含めるのですが、その発生率が2018年度までの9年連続で全国ワースト2位でした。刑法犯というのが、個人の生命、そして身体及び財産を侵害する度合いが高く、国民の脅威となっている殺人、強盗、放火、強制性交による略取、誘拐、人身売買、強制わいせつを含めた重要犯罪は2019年が9809件あり、そのうち強制性交は1405件、また強制わいせつは4900件、つまり強制性交や強制わいせつは全体の60%以上を占めているという結果がありました。そこで、福岡県の県会議員さんたちが、議員提案ということで策定されたのが、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」、これをことしの5月に制定されております。この条例は、全国でとても珍しい条例で、全国で

初めて性暴力を定義したものです。どういうふうに定義したかという点と同意がない、対等でない、または強要されたものを行うことにより自己決定権、または性的人格権を侵害する行為として定義しています。また、この条例では加害者の再犯防止プログラムや治療の受診など、加害者の専用の相談窓口の設置についても述べられています。また子どもたちにも、教育が必要だということも述べられています。その中で、性暴力対策アドバイザー派遣というものができました。この事業について説明をお願いいたします。

○学校教育課長

福岡県では性暴力根絶条例に基づきまして、本年度から小学校、中学校、高等学校などに性暴力対策アドバイザーを派遣しまして、児童や生徒の発達段階に応じて、性暴力の根絶や被害者支援に関する教育が行えるようになりました。2年後の令和4年度には、性暴力根絶の取り組みを公立学校全体で実施するより計画をしております。本年度は、先行実施としまして、県内約30校で80回程度の授業を実施いたします。飯塚市でも12月18日に飯塚市内の小中学校で、6年生を対象とした先行実施を行うよう計画を立てております。

○金子委員

私も実は先行事例ということで、宗像市にある日の里中学校を見てまいりました。子どもたちがやっぱり性について、またそしてその暴力の防止について、専門家から話を聞く姿はとても印象的でした。この授業が令和4年度から全ての公立の小中学校、そして中学校に入るということは、大変喜ばしいというか、当たり前だということに、学びにくいものだからこそ学校で勉強していただいたらなと思っております。飯塚市の小中学校に性暴力対策アドバイザー事業を先行で受けるということですが、その流れについて教えてください。

○学校教育課長

福岡県としましては、本年度から積極的に先行実施の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で、休校の影響に伴いまして、授業時数の確保、または3密にならないように間隔を十分にあげられる会場がとれる学校につきまして実施ということになっております。そこで、今回先行実施される小中学校におきましては、年度当初から指導計画のもと9月に性教育、11月には飯塚警察署の方をお招きしまして、ネットやSNSなどの落とし穴という題材のもとに性犯罪防止について教育を進めております。性犯罪を身近なものとして捉えまして、今回の授業に取り組むよう努めております。

○金子委員

どうしてもこの性というのは、私たち大人が取り組みにくいというか、子どもたちに伝えにくい、話さなくちゃいけないとわかっているけれども、どう伝えていいのかわからない。そうする間に子どもたちは大きくなっていくし、今はテレビ、またテレビを超えたもの、SNSとかで本当にすごい、大人が知らない世界というか、それがとても広がってしまっている。人と人が大切に思う心とかいうところがなくなって、とても犯罪にも及ぶこともたくさんあるので、きちんとした大切な問題として行うことが何より大事だと思うんですが、その中で学校の中で養護教諭の方がいらっしゃいます。そのかわり方はどのようになっているのか教えてください。

○学校教育課長

養護教諭の活動といたしましては、授業を推進していくに当たりまして、養護教諭の先生方と各先生方と、指導計画の企画や、講師等の連絡調整、またティーム・ティーチングで授業に入ったり、または担任の先生の授業の参観などに当たって、日々協力していただくようお願いをしております。

○金子委員

何より専門家がいることというのは心強いと思いますし、養護教諭の方というのは大変勉強されている方が多いと思いますので、安心だなと思います。また、全国的な動きとしてワンス

トップ支援センターというものがあります。それについて教えてください。

○学校教育課長

ワンストップ支援センターとは、性犯罪、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援、特に産婦人科医療に対する相談、カウンセリング等の心理的支援、または調査、連携の法的支援等が可能となっております。そのようなものを1カ所で提供することになっております。そこで被害者の心身の負担を軽減しまして、健康回復を図るとともに、警察への届け出の促進、被害の潜在化防止を目的とするものでありまして、被害者からの相談に応じ、支援をコーディネートしていく機関となっております。

○金子委員

この性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターというのは、全国にもたくさんのそれぞれの県に一つずつ置くようにということなのですが、まず文部科学省から通知が来ていると思いますが、どのように学校に通知しておるのか教えてください。

○学校教育課長

文部科学省から11月13日付で連絡がっております。その通知を早急に各学校へ電子メールや紙媒体で周知し、学校教職員の皆様へお知らせをしております。また児童生徒にお知らせする場合は、学校長の判断により、すぐメールの配信や保護者会または通信等を使いまして、周知をお願いしております。具体的な内容につきましては、代表校長会議や定例の校長会議または定例の教頭会議により説明をさせていただきます。また、ほかの先生方におかれましても、教務主任研修会、生徒指導研修会等で、不登校やいじめ、虐待問題とあわせて、資料を提示し、意識の確認を行っております。

○金子委員

先生方は大変お忙しい、特にまたコロナがあっってお忙しいと重々周知しておりますけど、この性犯罪に関しましては、起こったときは大変遅い。人の人生を変えてしまう。性犯罪は魂の殺人とも言われるものです。今の世の中、Me Too運動とか、伊藤詩織さんの運動とか、たくさんの方で性暴力を受けた人が声を出せるようになりました。福岡県は、この性暴力の根絶条例を持っている日本で唯一の県になります。もともと、この福岡県は性暴力が大変多かった。私たちはその認識をしっかり持って、身近な人、自分たちの家族、自分の子ども、また孫、近所の方がそんな目に遭わないことを、遭わないように防止することが何より大切だと思いますので、先生方のまず周知をよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、金子委員から「コスモスコモンの改修について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

コスモスコモン、飯塚市文化会館というものがあって、その改修計画が出されているということを知りましたので、ぜひ、その改修計画にあわせて、いろんなこと、バリアフリー等を考えていきたいと思いましたが、きょうは所管事務調査をさせていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「コスモスコモンの改修について」、所管事務調査を行

うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「コスモスコモンの改修について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

教育委員会が平成30年11月に出された飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画というのが出ております。これを読んでみたのですけれども、まず、これはどんな観点で行われるのか教えてください。

○文化課長

飯塚市文化会館の改修は、平成30年度策定の飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画に基づくものでございます。今回の改修は、本施設が開館当初から有する機能を維持し、環境問題への配慮や社会の動向に向けて施設機能に求められる必須条件を満たしつつ、必要経費を最小限度に抑え、最も効果的な改修を行うものとしたものでございます。具体的にはつり天井の耐震化などの安全性、供用開始後28年経過したことにより、劣化した設備等を開館当初の機能水準まで回復させる劣化改修、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮する利便性、省エネ、節水などの経済性、文化芸術活動拠点としての文化施設機能性の5項目を基本的な視点としております。

○金子委員

このコスモスコモンは大変県内でも便利のいいところではないかなと私は思います。飯塚市が本当に福岡県の真ん中にあるということで、よく吹奏楽の大会等、いろんな子どもたちが来ていますし、また大人も利用しています。本当に文化の拠点だなというふうには感じておりますが、まずこの改修計画の中にホールの稼働率というのも載っておりましたが、全国と比較して、この稼働率はどのような状況なのか教えてください。

○文化課長

平成30年度の文化会館の稼働率は、年間利用日数を利用可能日数で割りましたものにつきましては、大ホールが59.1%、中ホールが71.4%でございます。文化庁の劇場音楽堂等の活動状況に関する調査報告書（令和元年度）によりますと、大ホールと同等の収容人数1千人以上の全国平均は60.4%、2番目に大きいホールの全国平均は66.8%でありまして、大ホールはおおむね平均程度、中ホールは稼働率が若干高いのではないかと考えられます。

○金子委員

大ホールが59.1%、中ホールが71%というのは本当に稼働率が高いなというふうには思います。コロナで今は閉館していることも、使っていないこともあると思うのですけれども、日ごろ本当に利用している人が多いなという実感をしております。あと改修計画の中に改修スケジュールと載っておりました。この改修工事の工程は、今どのようになっているのかお示してください。

○文化課長

改修工事の工程につきましては、確定をしておりますが、市民の文化活動に配慮しまして検討を行いたいと考えております。

○金子委員

この大ホール、中ホールはいろんな方に使われておりますが、特にこの大ホールは、大きな大会などがよくあっているので、それについて検討して行っていただければと思います。そして、計画を見ると来年、再来年に大きな工事が入ると思いますが、利用者の方たち、市民からするとどんなふうに行われるのかな、どんなふうに変更された後はどんなふうになっていくのかなと、ある意味楽しみに待たれるのかなと思います。その中で一番よく市民がわかると思うのは、私はトイレではないかなと。先ほど利便性というふうなところも書いてありまし

たが、よく読むとこの中でバリアフリーの観点からも変えていくということが載っております。その中で、トイレの洋式化というのは大変重要ではないかと思いますが、現在のトイレの洋式、和式のトイレの設置状況について教えてください。

○文化課長

トイレの設置状況としまして、男女別の便器の設置数について説明をさせていただきます。男性の洋式が16カ所、和式が22カ所、女性の洋式が30カ所、和式が35カ所です。洋式の割合は44.6%となっております。

○金子委員

女性は洋式が30カ所、和式が35カ所、男性は洋式が16カ所、和式が22カ所ということで、やはりこれはやっぱり少ないと思います。特に高齢の方からすると和式というのは利用しにくい。また子どもたちも今は洋式がほとんどで、和式を使ったことがないということがあります。和式があっても使わないので、大変込むという状況を私もよく見ます。市民の方から洋式にしてもらいたいというような、要望はあっているのか、わかりますか。

○文化課長

文化会館に設置しております利用者アンケートにおいて洋式化の要望が上がっております。また、指定管理者より催し物の合間の休憩時間に洋式トイレの順番待ちのための混雑が発生することがあるとの報告を受けております。

○金子委員

ぜひ改修するなら、市民の方たち、どんな方たちでも、利用しやすいもの、それこそ多様性に対応できるようなものを考えていただきたいと思います。特に多機能トイレと言われるものが最近いろんなところから出るようになりました。コスモスコモンにもあるのですが、ドアが本当に大変重くて、開けにくいんですね。そういうドアの面とかでも少し配慮していただければと思います。

次に大ホール、中ホールの利用なのですが、よく幼稚園、保育園のお遊戯会、生活発表会等で利用されているようですが、小さなお子さんもよく利用されているのではないかなと思います。よく映画館とかに行くと座席のところにクッションがあつて子どもたちでも見えるような配慮がありますが、コスモスコモンにはこの補助シートというのはあるのでしょうか。

○文化課長

現在のところを設置はしておりません。

○金子委員

改修とはまた違うことかなと思うのですが、せっかくいろんな人が利用しているのであれば、子どもにもやっぱり利用しやすいものというものを考えて、いろんなところの補助シートの状況や利用頻度などを考えて、ぜひ市民の皆さんがさらに楽しみに使える、心地良く使える施設になってほしいと思っております。これで質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から7件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「筑穂子育て支援

センター移設場所の決定について」、報告を求めます。

○子育て支援政策課長

「筑穂子育て支援センター移設場所の決定について」、資料はございませんので、口頭にてご報告をさせていただきます。

筑穂保育所の建築移転に伴いまして、同施設に併設している筑穂子育て支援センターにつきましても、移設の必要があることから、利用者の利便性の向上や利用者同士の交流の機会の向上等を考慮し、筑穂支所内にある筑穂ふれあい交流センター内に移設することといたしました。移設の時期につきましては、令和4年3月ごろを予定しております。

以上簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」報告を求めます。

○高齢介護課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」、ご報告させていただきます。

福祉文教2-1、資料①の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）」をお願いいたします。今回の計画は次期計画として、令和3年度から5年度までを計画期間として策定するものであります。

まずは、表紙の次にあります目次をごらんください。この計画の構成でございますが、第1部総論と第2部各論の2部構成となっております。記載のとおり、第1部総論は3章建て、第2部各論は6章建てとしております。

主な内容について、ご説明いたします。1から6ページが総論、第1章、計画の概要」となります。1ページの白丸4番目、及び2から3ページ目にかけて記載のとおり、本市では、これまでも「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現～健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して～」を基本理念として、本市の全ての高齢者が、自身の暮らす地域で、互いに支え合いながら健康かつ安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。本計画は、これまでの取り組みを見直しつつ、高齢者施策を総合的に推進しながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る計画として策定しています。

介護保険制度の改正により、今回の第8期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年に加え、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据え、「介護予防・地域づくりの推進と共生・予防を両輪とする認知症施策の総合的推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」を3つの柱としています。

4ページをお願いします。本計画の法的な位置付けでございますが、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものでございます。

6ページをお願いします。4の(1)に記載のとおり、本計画の策定に当たりましては、諮問機関であります「飯塚市高齢社会対策推進協議会」、及びその専門委員会において、さまざまな見地から意見をいただきながら、専門的な議論により慎重に審議検討を行い、(2)①に記載の高齢者実態調査の結果等を踏まえた上で、本日の原案を作成しております。

7から21ページにかけては、総論、第2章、高齢者等の現状と課題となります。11ページに「3. 要介護等認定者数の状況について」を図示し、12ページからは、本年4月から6月にかけて実施しました「高齢者実態調査の概要」につきまして、介護予防・日常生活

活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、その項目を数点、ポイント的に抽出し、表やグラフによりその結果をお示ししています。17ページの(4)①今後の介護希望につきましては、ニーズ調査、在宅介護の両調査とも、在宅での介護希望が約6割となっています。

続きまして、22から26ページにかけては、総論、第3章、計画の基本的な考え方をお示ししています。22ページには、「計画の基本理念」を記載しております。本計画も引き続き「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現～健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して～」とし、本市の全ての高齢者が、自身の暮らす地域で、互いに支え合いながら健康かつ安心して暮らせるように、高齢者保健福祉及び介護保険施策の推進を図ってまいります。また、本計画の6つの基本目標のもと、その体系に基づき、目標達成のため関連施策を推進していきます。

次に、「第2部各論」のご説明をいたします。ページが飛びますが、45から49ページにかけては、各論、第5章、認知症施策の推進となります。国は「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知症バリアフリーの取り組みを進めていくとともに、共生の基盤づくりや通いの場の拡大など予防の取り組みを推進することとしています。

本市としましても、今後とも認知症サポーター養成、認知症ケアパスの更新・配付、認知症予防教室等の開催、県指定認知症医療センターの連携強化、認知症初期集中支援チーム等の取り組み、認知症カフェ設置事業、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業及び認知症高齢者等個人賠償責任保険事業等を実施し、認知症に対する知識の普及啓発、認知症予防及びケアの推進、認知症に関する相談や家族支援の充実に向け認知症施策全般の推進に取り組んでいくことにしています。

50から74ページにかけては、各論、第6章、介護保険事業の推進となり、ここの部分が介護保険事業計画であります。なお、50ページ以降、介護保険事業に係る各種推計値の表が所々出てまいります。数値が入っている部分もございますが、集計中や空白であったりと、本資料の表紙、題目の上の四角で囲んでおります中に記載しておりますとおり、数値については現時点の暫定値となっております。今後、国から介護報酬の改定や算定に必要な諸係数等の提示があるため変動がございますので、ご了承願います。

61ページからは「3. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組」として、(1)地域包括支援センターの機能強化については、地域包括支援ケアシステムのさらなる深化・推進のために、その拠点となる市内全域の地域包括支援センターを各拠点間で相互に連携を図りながら、包括的支援事業に適切に関与できる体制づくりに取り組むなどを実施し、機能強化を進めていきます。また、63ページの(2)地域ケア会議の充実について、本市では、中段以降に記載しております表の「飯塚市の地域ケア会議の概要」のとおり、各種問題・課題を議論する会議体を重層的に開催し、各会議体、協議体から見えてくる問題・課題の解決に向けて、本市の施策として取り組む必要がある場合には、表上段の「地域包括ケアシステム推進会議」にフィードバックし、政策形成を図っていくなど、双方向性を持たせながら、地域ケア会議のさらなる深化・推進を図ることとしております。それにより、自助、互助、共助、公助が一体となった地域包括ケアシステムのさらなる充実につながり、共生の地域づくりにつながると考えております。

67ページからは「4. 給付費の算定と介護保険料の設定」になります。介護保険料の算定にあたっては、見える化システムを活用し、給付費の見込みや推移の入力により保険料を算定する作業を進めておりますが、国から介護報酬の改定などの指針がまだ示されていないことから、保険料の確定はできておりません。確定は年明け以降の予定となっております。

68ページからは「5. 介護保険事業の円滑な運営のための取組」になります。最終74ページまで、大きく4項目に分けて、介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応、介護サービス等の質の確保と人材育成、となり、給付の適正化(介護給付適正化計画)につい

ては、主要5事業の要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、住宅改修や福祉道具購入の点検、介護報酬請求の適正化及びサービス事業者への指導・監督を中心とした適正化に関する取り組みを実施し、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図りますとともに、費用負担の公平化等、その他の取り組みとして、第8期におきましても、国の動向を注視しながら、さらなる費用負担の公平化を図り、介護保険制度の持続可能性の確保に向け、今後も引き続き、介護保険事業を円滑に運営していくために各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。

計画原案の概要説明につきましては、以上となりますが、これまでの経過としましては、本年4月から6月にかけて、高齢者実態調査を実施し、その結果を踏まえ、市の諮問機関である高齢社会対策推進協議会及びその下部組織の専門委員会において、11月末まで協議会を4回開催、専門委員会も4回開催し、本計画の内容等について協議、審議していただき、11月25日の高齢社会対策推進協議会において、原案の承認をいただいております。

市民の方への意見募集につきましては、配布しております、もう1点の福祉文教2-2、資料②をお願いいたします。本計画原案について、よりよい計画とするため、市民の方々に本計画原案を公表し、市民意見募集を行っているところでございます。公表期間については、12月5日から令和3年1月4日までとしておりまして、閲覧場所としましては、市ホームページ、本庁高齢介護課、各支所市民窓口課、中央公民館、各地区交流センターとしており、資料の次ページに閲覧場所の一覧表を記載しております。市民の方々から提出いただいた意見につきましては、2月上旬に市の回答、考え方を添え、閲覧場所において公表することとしております。

今後のスケジュールとしましては、市民意見募集を行いました後、2月上旬に高齢社会対策推進協議会から答申を受け、3月議会にて条例改正案の上程及び本委員会にて計画策定の報告を行う予定としております。

以上、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）の市民意見募集について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

3年置きにずっと計画を改訂されてきていて、たしか前回もちょっと質問のほうをさせていただきました。その中でやはり介護の計画ですので、今後の高齢化社会を見据えて、しっかりと十分なサービスを提供していただくというのは、本当に重要なことだということは認識しながらも、一方でやはり市民としては、やはり介護保険料がやはり今の飯塚市は高いということで、それが今後どうなっていくのかということところは、大きな関心事でありますので、ちょっとその部分を含めまして、ちょっとご質問させていただこうかと思っております。今の課長のほうから答弁ありました中で、そもそもこの原案がどういった形で審議されてきたのかというのはわかりました。協議会4回、専門委員会も4回開催されて、11月25日に原案の承認をいただきましたということで、市民意見募集も今後行っていくということで、今報告があったかと思っております。ちょっと中身のほうで第6章の介護保険事業の推進、介護保険事業計画、50ページぐらいになるかと思うのですが、先ほど説明では、数値については現時点の暫定値であって、国からの介護報酬の改定であるとか、算定とか、そういった必要な諸係数の提示があり、変動があるということでしたけれども、その分は大体いつぐらいにはっきりするようになっておるのでしょうか。

○高齢介護課長

予定ではございますが、来年1月中に専門委員会と協議会を1回ずつ開催することとしております。ですから、年明けの専門委員会にははっきりした数字が示せるものと考えております。

て、この件につきましては3年前の第7期計画を策定したときと同様のスケジュールと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○永末委員

またそこが決定して、再度諮られるというふうな形かと思うのですが、その部分が見えないことには、全体的な部分がちょっと認識できませんので、あれですけど。次に、ページ数で67ページ、介護保険事業計画に出てくる介護保険料の設定について、たしかちょっとかなり複雑な計算で介護保険料が決まってくる、決まっていたんじゃないかなというふうに認識しているのですが、そのあたりを再度ちょっと申しわけございませんけど、説明いただけますか。

○高齢介護課長

第1号被保険者の介護保険料の算定につきましては、まず介護保険をサービス利用されます給付費の算定を行います。これは標準給付費見込み額と地域支援事業費を合計した額でございます。その合計した額に第1号被保険者の保険料として負担していただきます負担割合でございます23%、これは現時点での予定でございますが、23%を掛けまして、国から交付されます調整交付金地域格差額、それから準備基金の取り崩し額を差し引いたところで保険料として必要な収納必要額が算定されます。その保険料収納必要額から3年分合計した所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数、まあ保険者数ですね、保険者数と1年の12カ月で割り戻しますと、月額保険料基準額となります。その保険料基準額に所得段階別の保険料率を掛け合わせたものが第1号被保険者のそれぞれの方の所得段階別保険料ということになります。ちなみに標準保険料の方は第5段階で保険料率1.00からが標準保険料ということになります。年明けには、はっきりした数字が示せるものと考えておりますので、来年3月の定例会での福祉文教委員会では、資料を添えて説明させていただきたいと考えております。

○永末委員

わかりました。最終的には3月の段階で最終的に出てくるということですが、恐らく今の高齢化の流れを見てみましても、サービス量が減ってくるということはまずちょっと考えにくいのかなと思うので、そういう意味では、やはり介護保険料、やはり上がってくるという現状が出てくるんじゃないかなというふうに、ちょっと想像しているのですが、そうなった場合に3月に出てくるかと思うのですけれども、今回も報告いただいておりますので、ぜひ今の現時点でわかる範囲で構わないのですが、介護保険給付の実績と今後の見込みについて、現状でわかる範囲で構いませんのでご答弁いただけますか。

○高齢介護課長

第7期の計画期間に当たります平成30年度の実績、それから令和2年度の実績見込みを介護給付費、それから介護予防給付を合算し比較しますと、おおむね10億円、率につきましては8.9%伸びております。今後、次期計画の第8期計画でも、このような伸び方をしていくものと推定しておりますので、現時点での第7期計画での月額保険料基準額は6600円でございますが、それよりも相当厳しい状態になるものと認識いたしております。

○永末委員

大体数字でいきますと8.9%ということでありましたけど、相当厳しい状況になるんじゃないかなというふうな言葉がありました。できれば、こういった市民の方に対する負担というのが、何らかの形で軽減できるようなことは、もう考えていらっしゃるのでしょうか、それがなかなか難しいので、こういった報告になっているかと思うのですが、例えばちょっと制度上でどうなのかわかりませんが、特別会計に市の一般財源の投入などによって、このあたり何とか市民の負担を減らすとかいうふうな、そういった方法というのは考えられないのでしょうか。

○高齢介護課長

財源の負担割合につきましては、介護保険法の第124条の規定により定められております。介護保険料の算定につきましては、市の負担割合が12.5%となっており、その分については一般会計から特別会計へ繰り入れを行っているところでございますが、介護保険法に定められた負担割合に応じまして、制度上、国、県、市及び被保険者がそれぞれ負担することになっております。それ以上の市の裁量によって独自に負担割合を増額する、決定することはできないものでございます。

○永末委員

はい、わかりました。3月に具体的な数字が出てくるでしょうから、そういった部分も踏まえて、しっかり判断していかなくちゃいけないかなと思っています。今ちょっと聞いてきましたけど、次期の第8期計画の介護保険料が相当厳しい状況であるというふうな認識をされておるようですが、前回7期の策定のときにも、私が発言いたしましたけれども、介護給付費、給付費がどうしてもサービスが充実しているということとふえていくという部分があつての保険料の増加というふうなことなんでしょうけど、このあたりの必要な部分はしっかりと使っていただく必要があるかと思うのですが、適正化といいますか、そういったことを飯塚市として取り組まれておるのか、そのあたりお伺いできますか。

○高齢介護課長

介護給付費の適正化につきましては、昨年度よりケアプランチェックを外部に委託しまして、強化しているところでございます。ただ、現在のところ2年目ということもございまして、数字であらわせるほどの効果というものではございませんが、これは継続して実施していくべきものと考えております。また、市民の方々に介護保険料を指標として見た飯塚市の介護保険の現状ということを市報12月号、今月号にも掲載させていただいているところでございます。ただ、即効性があるものというものでございませぬので、今後も粘り強く市民の方々には啓発していきたいと考えておりますし、関係団体にこちらから出向いて本市の介護保険料の現状につきまして、わかっていただけるように努力してまいりたいと考えております。

○永末委員

要望で終わります。今ちょっと質問させていただきましたが、高齢化率が上がっていますので、介護給付費が増加することによって、介護保険料が増加していくというふうな構図ですので、その割合も変えられないということだったので、いたし方ない部分があるのかなと、構造上あると思うのですが、やはりこういったことについては、直接やっぱり市民の方の負担がふえていくことなので、市としてやはりしっかりと市民に理解していただくような、努力されていると思うのですが、継続して行っていただきたいと思ひます。また介護給付費の適正化については、今、ありましたけどケアプランチェックを初めとした主要5事業をしっかりと確実に実施していただきたいと思ひます。介護が必要な方に、介護が届くようにしていただきたいと思ひますし、安心して介護サービスが受けられるように取り組んでいただきたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願ひます。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委員会を再開いたします。次に、「飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画（原案）の市民意見募集について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「第6期飯塚市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（原案）の市民意見募集につい

て」ご説明いたします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、策定が義務付けられており、国の指針により3年ごと更新を行い、今回令和3年度から5年度の計画策定となっております。このたび、諮問機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において協議・審議いただき、第6期飯塚市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画原案をまとめ、12月1日から市民意見募集を行っておりますのでご報告するものです。

それでは資料①をごらんください。目次にありますとおり、本計画は、計画策定の趣旨等を示した第1章から計画の推進体制を示した第7章までの7章で構成されています。第3章では、国の指針に即して、令和5年度末における成果目標を7つの項目ごとに設定しております。この項目の1つ目から5つ目までは、前回の計画においても成果目標を設定しており、今回も国の指針に基づき目標値を設定しております。6の「相談支援体制の充実・強化等」及び7「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」は今回新たに策定することになったものです。

23ページをお願いします。今回、新たに策定することになりました2つの項目について説明します。6、「相談支援体制の充実・強化等」について、国の指針では、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することと示されております。

新たな目標設定となっておりますが、本市では、飯塚市、嘉麻市、桂川町で基幹相談支援センターにおいて既に取り組んでおり、24ページの指標については、令和元年度実績をもとに第6期見込数を算出しております。これらの取り組みの実施に当たっては、基幹相談支援センターが今後もその機能を担うものとし、引き続き嘉麻市、桂川町、基幹相談支援センターとともに協議を進めるものとしています。同じページの中段以降、7つ目の項目である「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については、市町村の職員がサービスの利用状況を把握することや、障がい者が必要とするサービスが提供されているのか検証するために、職員の資質向上に向けての研修会への参加数が指標の一つとなっております。また、事業所からの支払請求に係る給付費の支払いについては、障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果を圏域自治体で情報共有し、事業所の指導等に活用することで、事業所の事務処理の適正化を図るものとなっております。

26ページからの第4章では、障害者総合支援法に規定されている各種サービスの必要量見込みとその見込量を確保するための方策について記載しております。

32ページからの第5章では、児童福祉法に規定されている障がい児の通所サービスについて、第4章と同様に必要量見込みやサービスの概要等となっております。

第4章及び第5章において、本市の障がい福祉サービス・障がい児通所サービスの今後3年間の必要見込量を算出しておりますが、必要な見込量に対する方策として、障がい者・障がい児ともに、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおける意見を踏まえながら地域のニーズや課題の抽出を行い、サービスの質と量の確保に取り組んでいくこととしております。

特に相談支援については、第3章の「成果目標」の新しい目標にもありますように一層の強化が求められていることから、基幹相談支援センターにおいて専門的な支援を行い、自立支援ネットワークによる相談支援部会や関係機関との意見交換会を実施し、相談支援に携わる人材の育成支援を行い、相談支援事業所の質の向上に取り組んでいくこととしております。

35ページからの第6章では、障害者総合支援法に基づき市町村が実施する「地域生活支援事業」について、その実施内容、各種サービスの必要量見込み、見込量確保のための方策等についてとなっております。以上が本計画の概要となります。

続きまして、資料②③は、現在、市民意見募集の内容となっております。この意見募集につきましては、市報12月号や市のホームページに掲載し、社会障がい者福祉課、各支所市民窓

口課、中央公民館、各地区交流センター、サンアビ、これらの施設において閲覧することができます。募集期間につきましては、12月28日までとなっております。今後の予定としましては、市民意見募集で寄せられたご意見について、第5回飯塚市障がい者施策推進協議会において協議・審議いただき、計画案をまとめ市長答申、その後委員会報告を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

報告ありがとうございます。この第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画というのがもう第6期ということですが、このもともとのこの第6期に関しての基本理念というのが、この計画策定の趣旨、背景からは少しわかりづらいのですが、この理念についてお答えください。

○社会・障がい者福祉課長

この理念と申しますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づきまして、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的指針が定められております。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、この基本指針に即して作成することになっております。この指針の中には、7つの基本的理念が挙げられております。障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題を対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組み、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加を支える取り組み、これらの7つが基本的理念とされているところでございます。

○金子委員

この計画策定の趣旨、背景を見ますと、もともと平成18年の障害者の権利に関する条約の国連採択からの障害基本法とか、そういうことをずっとこう流れが書いてあるのですが、最後の5行のところでのこのような理念というところが大変わかりづらく思います。このような理念というのが、どこのことを指しているかというところが、もう少し明確に分かるのではないかと思います。では、ここまで仕上げていただいているから、大変言うのも恐縮なんですけれども、ちょっとわかりづらいと思ったので、私がこれから言うことは、今回すぐに変えてほしいということではないと、できれば変えてほしいところもあつたのですが、ちょっと正直余りにも多いので、その次が障がい者計画になりますよね。10年たつて障がい者計画と第6期が終わるところなので、そのときに大きく変えていただければ、またそしてできれば第6期に間に合えば変えていただきたいと思ひながら話させていただきますが、この基本理念の中で特に大事にしたいものというの中で、今回、障がい者福祉サービスの提供の体制を確保するための基本的な考え方というのが示されておると思ひます。そこについて、わかれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、先ほど答弁の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行うこととしております。全国で必要とされる訪問系サービスの保障、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実、依存症対策の推進、以上のようになつております。

○金子委員

もともとこの計画策定というのは全国のものではなく、この飯塚市がどんな状況であるのかという分析をした上での策定背景だと思うんですね。先ほど介護のお話がありましたが、あそこではきちんとアンケートも集計されていました。また分析もきちんとされておりましたが、この障がい福祉計画に関しましては、この策定趣旨、背景のところから飯塚市の状況が全く見えてこない。せつかく2章からある程度、障がい者を取り巻く状況が書かれているにもかかわらず、全くこの第5期とほぼ同じですよね。何かそこが大変残念に思いますので、もう少し考えていただければと思いますけど、その辺についてどうお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者福祉、また障がい児福祉につきましては、周知また啓発等が進み、障がいというものが一般的に知られるようになってきております。このような状況下で、サービス等も実施する事業所等もふえてきているところがございます。私どもが今回計画している計画内容につきまして、前期のものから変わりが無いというようなご指摘ではございますけれども、事業の方針等につきましては、今後も同様に進めていくものとして策定をさせていただいております。また、見込み量等につきましては、ここ数年の増加等を勘案しながら、算定をしているところでございます。

○金子委員

第5期から第6期にかけて恐らく本当に障がい児のほうのサービス等が変わってきていますし、障がいにおいてもその多様性を認める、いろんな人が自立生活をしたい。また、一番初めに言われましたその基本理念の一番上の自己決定とか、意思決定の支援というところが、これからの障がい者の施策では大変重要な課題なのではないかと思いますが、その辺のところをもう少し丁寧に書いていただければ、第6期と第5期がすごく違うなということがわかります。ぜひ、ご検討いただければと思っています。では次に、2ページの大きく4つ目、計画の策定体制とありますが、体制は15名で構成する飯塚市障がい者施策推進協議会というものがあってきたんだということでございますが、そのメンバーを見せていただきますと、社会福祉関係者が4名いらっしゃいます。そして、15名の中で障がい当事者と言われる方は一体何名なのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

障がい、障がい児、障がい者の福祉団体のほうから、出ていただいております3名の方となっております。

○金子委員

その障がいの種類がわかれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

身体障がい、また精神障がい、知的障がいというふうになっております。

○金子委員

まず、この中で発達障がいというものが、最近よく聞くのですがそこは含まれておられているでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

含まれておりません。

○金子委員

先ほどは当事者と言ったところ、私は当事者と言ったんですね。当事者の家族とは言っていないのですが、厳密に言うと当事者は何名ですか、その3名のうち。

○社会・障がい者福祉課長

当事者となるとお1人というふうになります。

○金子委員

障がい者の当事者と家族というのは別物です。つい、障がいのある人というのは、家族と一

緒に考えられています、一番初めに私が言ったような、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援というところを考えると、やはり当事者から声を聞くということが何より大切だと私は思います。また、その中のメンバー15名の中に家族が2人、当事者が1人しかいない。また、これからふえてくる、今もふえている発達障がいのことを語る人もいません。では、最後にすみません。子どものことを語れる人がこの中にいらっしゃるでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

子どものことと申しますと、小中学校からの教育関係者として、入っていただいている方が語れるかと思われまます。

○金子委員

私も推進協議会に全て傍聴させていただいておりますが大変活発に話されているのは、やはりその当事者、そして家族のように感じます。そしてまた一番意見を吸い上げたいのは、この人たちからではないかなと思っているんですよね。学校の先生も大変必要だと思うのですけれども、今この第6期また第2期の障がい児のほうの計画を見たら、やはり親の気持ちを聞くというのも大変大切なんではないかと思えます。例えば、第2期の子ども・子育て支援事業計画というのがあります。そこのメンバーを見てみますと、保育園とか、在宅とか、幼稚園、小学校、中学校のようにそこから公募をとっております。そのような工夫をすることが、市民の声を聞くということになるかと思えますけど、いかがお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

委員がおっしゃられます当事者、またその中でも、障がい児に関する部分では保護者の、親の参加をとというようなご発言でございます。現在の委員構成につきましては、団体等からの推薦もありますけれども、この委員の任期につきましては2年となっております。今後、委員の改選の時期に合わせて、どのような形で委員を選定していくのか、またこの委員の中には公募の委員等もございますので、これをどう設定をしていくのかということにつきましては、今後の課題とさせていただきます。

○金子委員

今、施設から地域へという言葉が、障がいのある人たちの今の時代の流れではないかと思えます。そうしたときに大きな社会福祉団体ということから選出された人も、当然いらっしゃるからそこから話を聞くこともすごく大切なことだと思います。また、今までは大きな障がいの団体というのが存在しました。しかし、今とても団体が継続するのが難しい状況になっておりますので、やはり個人から話を聞いて公募をするという形が適切ではないかなと思えますので、ぜひご検討をお願いいたします。

それでは、今度は第2章にまいりまして、第2章の障がい者を取り巻く現状のところを読ませていただきました。11ページになります。11ページの障がい児の状況というページがありますが、これは、まず保育の状況となっております。そして市内保育所、下を見ると公立保育所、こども園の保育部、私立保育園、こども園の保育部の数を集計しているということで、これつまり保育園の状況なんですよ。中には、在宅の方もいらっしゃる、また幼稚園に通っている方もいらっしゃいますが、その統計はどうなっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

幼稚園に通われている方、また在宅の方というのは、今のところ数字を把握できておりません。

○金子委員

また、この障がい者手帳を所持している児童とありますが、発達障がい等の子どもたちは、まだ障がいをはっきりしているかどうかわからないから、手帳を持たないこともある。また、持たないまま児童発達支援サービスを使うこともあっていると思えます。その子たちが保育所、あるいは幼稚園とかに行っている可能性も十分あると考えますが、その数は把握できておられ

るでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ご質問の手帳を有していない方々、お子さんの数につきまして、令和2年4月1日現在におけます障がい児通所支援の給付決定を行った数で申しますと、児童発達支援が116名、放課後等デイサービスが151名となっております。児童発達支援116名のうち、保育所、幼稚園等に通っているお子さんの数につきましては、現在数値を把握しておりません。

○金子委員

生まれて、そして小学校に上がるまでのこの大切な時期、恐らく保護者からすると大変不安な時期だと思います。そこを把握することは、私は大変大事だと思いますし、それを把握することによって保育所の先生方、また幼稚園の先生方がどれだけ人数がいるか、加配の先生がどれだけ必要になるのかというところも、この統計からわかってくると思うのですよね。ですから、ぜひこの障がい児の状況をもう少し丁寧に保育園、保育所、こども園に通う子だけじゃなくって、在宅の子、幼稚園の子、また手帳がない子たちの状況について、もう少し詳しく調べていただければと思いますがいかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

就学前の児童の方々が、保育所、保育園、こども園、幼稚園、これらに通っているお子さん方、それから在宅で過ごしてある方々の数についての把握と、それをこのような形での表としてあらわすことを、きちっと課のほうで把握した上で対応していくことを求められていることと思います。この数値につきましては各課、また各施設等にも照会をかけるというようなことも、必要になってまいります。私どもとしましては、照会をかけるに当たりましては、過去の数字から必要とはなってまいりますけれども、施設のほうの把握状況等も必要になってくるかと思しますので、今後その部分につきましては、調査検討させていただきたいと考えております。

○金子委員

これが第5期なんですよ。今、第6期がつくられているけど、やっぱりそれこそ同じような形式で、ほとんど変えられていない。統計の仕方がやはりまずいのだと思うんですよ。前あるものから、それを同じように統計するのじゃなくて、何が必要なのか。障がいのある子たちが、発達障がいの子がふえているのだったら、何を見れば、どういう状況を見れば、統計を集めれば、その子たちが困っていること、そして保護者が困っていること、そしてそれに関わる働く人たち、幼稚園、保育園、またそれぞれの事業所の方たちが、どんなに困っているかということが、分かるようにするのが、やはり障がい者の福祉計画だと思うのですよね。前のやり方にこだわらずやっていただきたいと思います。

それでは、次の12ページ、就学等の状況なんですよ、私これ一番ショックを受けたところなんですけど、障がいのある子たちというのは小学校に入ったときに就学指導委員会というのがあると思います。そこで通常の地域の学校に行くのか。それか特別支援学級と言われるものが最近ふえています。そこに行けるのか。そして、はたまた遠いけれども、嘉麻市にある特別支援学校に行くのか、そして小中学校があって、それが終わったときには直方特別支援学校に行くのか、北九州市に行くのか、福岡市に行くのか、また私立に行くのか、それぞれの数値が変わってきます。しかし、これ残念というか、私からすると腹立たしい。この障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中で一番つらい思いをされている特別支援学校に行っている子どもたちが、全く数字があらわれていません。これについてどう考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけございません。特別支援学校に通われている児童生徒の皆さんに関しまして、数字が把握をできていない状況にはございます。先ほども委員がおっしゃられました、教育委員会で行われております就学指導委員会等でそういうふうに関わられている方々があるかという

ころは存じておりましたけれども、数字として私どもは現在のところは把握できていない状況でございます。

○金子委員

これに載らない子たちがいると思うと大変胸が痛いんですよ。その就学指導委員会のところで、そこでもう特別支援学校に行かなくてはいけないと言われたとき、いろんな状況があると思うんですよね。行きたいと思う方もいらっしゃるかもしれない。でも、地域で過ごしたいと思っていた、けども行かなくちゃいけない。バスに乗って、遠いところまでいかななくちゃいけないと思う人たちの気持ちを考えると、ここに載っていないというのは、とても残念ですが、これこそやはり福祉と学校、教育、また保健センター等のやりとりが全くできていないということなんですけど、これは福祉課だけの問題じゃないと思いますが、私の発言を聞いて福祉、教育関係の方、その辺の連携について、お答えいただければと思います。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児に対しまして、どのような状況に置かれているのかということを保育所、また学校、それから子どもさん方に関わっていらっしゃる保健師の方々、こういう各部署、保健師であるならば健幸・スポーツ課、保育所に関することであれば子育て支援課、そして学校の関係になれば学校教育課と、他課に関わる方々がいらっしゃる中で、私ども社会・障がい者福祉課としましては、私どもが動いて連携を進めていかなければいけないと現在考えておりますので、今後とも連携して、それぞれに照会をかけるなど、話し合う場を持ちながら進めていきたいと考えてまいります。

○金子委員

これって、子どもはやっぱり子どもなんですよ。障がいがある、障がい者じゃないんです。子ども時代を過ごしているというところは、やはり子育て支援課だと私は思うし、学校にいた間は、学童の子どもなんです。障がいがあるから全て障がい福祉課じゃないと思うんですよね。だから私は、社会・障がい者福祉課のだけの問題じゃない。もっと学校教育課とか、子育て支援課が、もっと社会・障がい者福祉課に寄り添ってこの子はどうなっていますかとか、こんな状況ですということと言わなくちゃいけないんじゃないかなと。福祉課だけの問題じゃないと私はすごく感じます。その責任は福祉課だけじゃないところを、しっかり考えてこれからの福祉計画に役立てていただきたいと思っています。すみません、本当に私は考えがいっぱいありますので、できるだけ短くしようと思ったのですが、せつかくの機会なので、ちょっと言わせていただきます。時間をとると思いますけど、よろしく願います。

では、続けます。この14ページなんですけど、先ほど私が言いました発達障がい等の相談支援の状況、これを見ますと大きく2つの統計しかとられていない。1つは保健センター、しかもその中でも巡回相談しかとられていない。そしてもう1つが基幹相談支援センター。この2つしか、発達障がい等の相談支援の状況というのは載ってありませんが、ほかには相談事業はございませんか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけありません。ここには私ども社会・障がい者福祉課のほうで把握している状況について、掲載をさせていただいておるところでございます。

○金子委員

やっぱり、これも統計が全く第5期から変わっていないやり方、これに沿ったそのまんまを載せているから、こんなことになると思うのですよね。これだけ発達障がい問題化とされている。恐らく学校教育課の中にも相談があったでしょう。また、子育て支援課でも話があったことと思います。その情報が一本化されていない。そうすると結局、発達障がいの問題が全く見えなくなるということだと思うんですよね。それから、そのついでにというか、言いますと、今回この第6期の国からおろされたサービス見込量というものがあるのですが、その中で、い

ろんな項目が7つありました。その中でサービス見込量の中で1つだけ全く落とされているものがありました。国からこれはやるようにと言われたのが、発達障がい者等に対する支援という項目が全くありません。それについては、どのようにお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:36

再 開 13:37

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

発達障がい者等に対する取り組みという部分につきましては、現在、まだ私ども社会・障がい者福祉課のほうで取り組むことができていない状況にありますので、この計画の中に含まれていないものでございます。

○金子委員

それこそが問題ではないかと思うんですよ。結局、発達障がいの一番初めに戻ると、この推進協議会の委員会の中でさえ、発達障がいに関わる意見を言うことさえ場がない。だからこそ意見が吸えない。それだからこそ、発達障がい等に対する支援を、方策を見ると、まさに今飯塚市の保護者、そして子どもたちが恐らくほしいと思っている事業ではないかなと思った項目がたくさん載ってありました。1つは、発達障がい者支援地域協議会の開催、またペアレントトレーニング、親のトレーニングやペアレントプログラムの支援等の支援プログラムの受講生、それからペアレントメンターの人数、こうやってすごく丁寧に発達障がいに対して支援していきましょう、していただくさいねということが、国からおろされているのです。しかし、飯塚市はその受皿が全くない。そこをないものにしようとするところもすごく私は悲しいです。体制がとられていないことは確かにわかります。でもそれを何で体制がとれないかというところを、しっかり考えなくちゃいけないと思うんですよ。先ほどの話を聞いていたら、何度も基幹相談支援センターという名前が出てきました。どのくらいその機関の人たちと協議をされているのか。たくさん協議をしなければ、この障がいのことというのは解決しないと思うんですよ。恐らく福祉課の方たちは、今この飯塚市にどれだけの障がいがある、数は分かるかもしれない。しかし、実際にあったことが、一日のうちにあわない。どれだけつらい思いをして、寂しい思いをして、生活しているかというイメージができていないのではないかなと思う。だからこそ、いろんなところで推進協議会にも入ってこない。また、このプログラムも計画されないというふうなことになるのではないかと思います。できないことはできなくてもしょうがない。だけど国から示されたものはやはり残してあって、できなかつたらそれはしょうがない。けども、こういう方策が国からあるのだということも示すことも、ある意味この計画にあるのではないかなと思います。私はすごくいろいろ言いますが、とてもまだ残念に思っております。もういろいろ言っても何かとてもきつくなるので、もうちょっとだけ言います。この計画書に作成費は幾らかかったのか。この第5期飯塚市障がい福祉計画、また第1期飯塚市障がい児福祉計画の計画書は幾らの予算がかかったか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この計画書につきましては、当課で印刷をし製本をしておりますので、印刷製本費等の予算はかかっておりません。

○金子委員

やっぱり予算が全くかかっていないということ自体も、とても残念です。私は、初めは中身が問題だから外見なんか関係ないと思って、ずっと読んでまいりました。けどほかの計画書とか見て、これは事業計画ですけどすごく立派なものです。そして、この計画を見てもやっぱり見にくいんですよ。表とか見ても色が変わらない。これを障がいのある人たちが見たと

きに、大変見にくいと思うんですよ。また手が不器用な人もいらっしゃる。自分のことが書かれていると思っても、この紙ではとても見にくい。もう少しここに何らかの工夫、何だかのやっぱりお金をかけるべきだと私は思います。また中身を見たら、大変工夫されていると思いますが、頑張っていることを大変よく分かるのですけれども、ホントとかデザインとか見ても、先ほど私は第5期と第6期はほとんど似ている、似ているというか、もうコピーしたなというのは、よくわかるのですけれども、さらに先ほど課長が言われました第3章ですよね。第3章の書き方にしても大変見にくいんですよ。基本的な考え方、国の指針、本市における成果目標をよく見ると、国の指針がそのままが本市における成果目標に載っていたりするんですよ。ここはもう少し整理してほしい。やはり見やすいものじゃないと市民は読みません。ただつければいいのじゃなく、もう少し丁寧にやってほしいし、見やすいものにしてほしい。その辺はいかがお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

大変厳しいご意見をいただいております。見やすい表記、またわかりやすいものにするためにどのようにしていくかということにつきまして、今回はこのような形で作成をしておりますので、次回に向けて検討協議をしていきたいというふうに考えております。

○金子委員

恐らくこの第5期も恐らく第4期と同じようなものが出たのではないかなと思います。障がいのある人たちの生活は、やはりまだ日が当たっていないと思うんです。だからこそ丁寧にやっていくべきなんではないかなと思います。これは本当に社会・障がい者福祉課だけの問題じゃない。教育部にしても、子育て関係にしても、また保健センターにしても、いろんな課が関わってくるんです。また高齢の方にも関わってくる大切な問題です。ですからこそ、しっかりやっていただきたい。

42ページから第7章計画の推進体制というのがあります。ここでは関係機関、特に先ほど言われました障がい者基幹相談支援センターや、あとその中にある自立支援ネットワークの体制の見直しを行いと書いているので、しっかり見直しをしていただきたいと思うんです。どのように基幹相談支援センターと協議して、飯塚市だけでなく嘉麻市、桂川町とどのようにやっていくか。また、事業サービスをやっている事業所さんともどうやっていくのか、考えていただきたいと思います。またここ2番目に庁内における連携というのがあります。本当にしっかり福祉課だけじゃないというところで縦割りではなく、子どもたちはどの課にもまたがっています。学校に行った後に、福祉課のところに行く。また保健センターにも話に行ったりする子もいらっしゃいます。ですからしっかりその辺を話し合ってくださいと思います。何より今回の計画は、7番、障がい福祉サービスの質の向上というのがあります。学校教育と違って、教育委員会と違って、学校が、教育委員会が言えばすぐ集まるような体制は、福祉課はとれません。だからこそ、魅力ある発信をして、しっかり質の向上をどうやっていくのか、PCDAというけれども、そこをどうやっていくのかをしっかりと検討していただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

ただいま第6期飯塚市障がい福祉計画並びに、第2期障がい児福祉計画の原案についてご説明いただきましたが、これの計画の中の32ページの分の障がい者通所支援の必要量の見込みと記載がありますが、本定例会の一般会計補正予算（第10号）に障がい児通所事業費が令和2年度予算、8億7064万4千円。今回補正が9798万4千円を追加し、9億6862万8千円となっております。このような補正が行われて、給付費が増加しているということですが、今回のこの原案について、問題を把握した上でやっているのか、それについてお答え願えますか。

○社会・障がい者福祉課長

先の一般質問でも答弁を差し上げていたかと思いますが、増加傾向の要因としまして、発達障がいなど新たな精神疾患の広がりがあり、また乳幼児期からの早期の段階で発達に対する問題点等の気づきから医療機関等に受診することになったこと。また医療技術の進歩等により、難病患者の増加により児童発達支援や放課後等デイサービス、これらの利用対象がふえていく傾向にあるというふうに考え、給付費の増加傾向が続くというふうに想定をしております。今回の計画におきましても、児童発達支援及び放課後等デイサービスの算出につきましては、過去の利用状況の推移及び障がい児の増減率等を参考に計画値を算出しているところでございます。

○吉田委員

私は一般質問の際に、受給者証を交付する決定権を持った社会・障がい者福祉課に専門性を持った保健師を配置することを要望いたしました。介護保険のようなケアマネジャーの調査、主治医の意見書、介護保険の認定審査会を行い、認定するような審査体制を構築することも、今後の飯塚市障がい福祉計画、飯塚市障がい児福祉計画に検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児通所支援給付に係る通所給付決定事務等につきまして、質問委員のご意見につきましては、国が定める障がい児通所支援給付に係る通所給付決定事務の今後の動向に注視をしながら、本市で検討ができる項目や取り組める方策がないか、内部協議を進めてまいりたいと考えております。

○吉田委員

内部協議を進めるということですので十分協議していただき、早急に解決できるような策をとってください。これには必要とされる方には必要なサービスを提供することは当然でございます。このまま年々増加で推移すれば、個人さんの負担金もふえる可能性が出てきます。一般質問の際も問題点を提起しましたが、受給者証の交付についての質問に対し、お答えは医師の意見書での交付が26件、保健師さん作成の意見書で50件、前年度分ですね。合計76件の意見書によって、審査が行われず交付額が決定に至っているような話でございました。また療育の必要性があるという専門家の意見とともに対象者に確認した時期から、一定の時期が経過しても再審査が行われていない現状があります。受給者証の給付の切替えは1年ごとに行っておるとは思いますが、令和元年度の実績で構いませんので、何件の申請があり、手続がされ、受給者証の交付がなされたのかについてお答え願えますか。

○社会・障がい者福祉課長

令和元年度におけます受給者証の申請事務の状況でございますけれども、新規申請が107人、更新者が405人となっております。

○吉田委員

もう一つ質問したのですが、もう一度言います。この107人と405人の方がどういう形で、例えば107人が100人しか更新できなかったのか。または405人の何人が決定に至らなかったのかについてもお答えください。

○社会・障がい者福祉課長

新規申請107人、更新者405人の全員が決定となっております。

○吉田委員

当然のごとく、医師の診断もしくは保健師さんの専門機関のご意見で、申請手続をされて、それで交付に至るといふところの入り口と、今回ご質問したように更新の時期についても、なかなかそれがなされていないような状況が見受けられます。今後の話ですけど、それをどうにか改善するために、何度も言いますが、必要とされる方に必要なサービスを提供するのは当然

であると私は思っております。しかしこのままの体制では、年々給付費が増加するばかりと考えておりますし、この計画の中にも32ページと33ページにございますが、障がい児の通所支援の必要量の見込みの欄では、対象となる給付費の増額についての児童発達支援サービスの概要について読ませていただきます。就学前の障がいにある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のために訓練を行います。次に、放課後等デイサービスについては、就学後の障がいのある児童に対して放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のための訓練を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行いますという、非常にいいサービスだと思います。下のほうの32ページの下の方ですけど、人員のところの必要量の見込みで、児童発達支援と放課後デイサービス等に記載があります。第5期のときの平成30年度当初については実績で147名であったのは、次年度の令和元年度については163名、児発のほうですね。見込みとして177名で、第6期の今回の計画については、令和5年度の最終で231名という見込みが出ております。間違いなくふえるということは、執行部のほうでもおわかりだと思います。放課後デイサービスについてもそのような状況でございます。また、一番重要になってくる相談支援のところで、33ページの2の欄になりますが、障がい児相談支援ということで、これもサービスの概要について読み上げます。障がい児通所支援の利用申請に伴いその児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、保護者のことですね、そのために何のサービスをどのように利用するのか。一人一人に応じた障がい児支援利用計画を作成し、個々で違うということですね。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向などを確認し、必要に応じて計画の見直しを行いますということで記載がありますが、果たしてこのとおりになっているのか。個々の計画を組むことによって金額の大小というのが出てくる。そこら辺を十分踏まえていただいて、この下のほうにまたこの人員推移についてもやはり増減の見込みがあるということで考えられているようであります。このように明記してあり、増加が見込まれているということは確かです。また、計画策定の趣旨と背景については、最初のほうのページに記載がありましたが、平成30年度から施行される障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい者支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援充実を図ることとされました。このような理念を踏まえ、飯塚市における障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児相談支援）を提供するため体制の確保が計画的に図られることを目的とし、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するものと記載があります。ぜひ、障がいをお持ちの方々が、またご家族が今後も安心して生活でき自ら望む地域生活を営むことができるように、審査体制の構築、先ほど申しました審査体制の構築を、そこを十分に検討していただくようお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:09

委員会を再開いたします。次に、「飯塚市手話言語条例（原案）の市民意見募集について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「飯塚市手話言語条例（原案）の市民意見募集について」ご説明いたします。

現在、社会・障がい者福祉課では、飯塚市聴覚障害者協会の要望を受け、「手話が言語である」ことを啓発するための「手話言語条例」の制定に向け取り組んでおります。この度、原案ができ上がりましたので、現在広く市民の皆様のご意見をいただくために市民意見募集を行っておりますのでご報告するものです。

それでは、条例（原案）について説明いたします。資料、福祉文教4-1、資料①②の1ページをごらんください。条例制定につきましては、当事者団体である飯塚市聴覚障害者協会から毎年制定要望をいただいていたものであります。今回、条例を作成に当たり、飯塚市聴覚障害者協会、飯塚市手話の会及び社会・障がい者福祉課の3者において、4回の検討会議を行い、意見を確認し原案を作成しております。

2ページ以降は資料②となり、条例原案となっております。条例素案につきましては、全日本ろうあ連盟作成の市町村モデル条例と県内、朝倉市、直方市、田川市郡の自治体の手話言語条例を参考に、前文及び全9条の構成となっております。

まず、前文では、手話をめぐる歴史や、手話を取り巻く環境が大きく変化してきたことにふれ、手話言語条例制定の意義や理念について示しています。この中で、飯塚市では、ろう者の方が、これまで必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが十分にできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきたことや、暮らしにくい状況が続いていることを明記し、条例制定の必要性を説いています。

第1条「目的」では、総合計画の施策方針「障がいのある人もない人も共に生き生きと暮らせる共生のまちづくりを実現する」を踏まえております。

第2条につきましては、この条例で用いられる用語、ろう者とは、市民等とは、事業者とはについて定義づけておりますが、3号の「事業者」については、県内他市にもないものでございます。それぞれの果たす役割について、第4条で市の責務、第5条及び第6条に市民等と事業者の役割として明記しております。

第7条では市が実施する施策について、基本理念にある手話の啓発と普及、情報保障の取り組み、意思疎通支援等を明記しております。以上が条例の概要となります。

続きまして、福祉文教4-2、資料③④は、市民意見募集の資料となっております。この市民意見募集につきましては、12月1日から既に行っておりますが、市報やホームページに掲載し、社会障がい者福祉課、各支所市民窓口課、中央公民館、サン・アビリティーズいづか、各地区交流センターにおいて閲覧することができます。募集期間につきましては、12月28日までとなっております。

今後の予定としましては、いただいた市民意見を踏まえ、飯塚市聴覚障害者協会、飯塚市手話の会と協議を行い、条例案をまとめ、3月の議会定例会に上程する予定としております。

以上で手話言語条例についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○金子委員

手話言語条例ができるということで大変うれしく思います。どうもありがとうございます。また、隣の田川郡が田川市とほぼ全部一緒にやっているというところで、飯塚市でもできて、これが広がっていけばいいなと思っています。私はこの手話言語条例の原案をホームページからとったんですけれども、そのときにホームページのこの下のほうにQRコードがついてきたですね。このQRコードは一体何なのか、ご説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

このコードにつきましては、視覚障がい者の方がこの内容を確認をすることができるように

とつけているものでございます。

○金子委員

どんな人にもわかることというのは大変大切なことだと思います。この手話言語条例に関しては特に耳が聞こえない方、ろうの方が一番ほしい情報なのかなと思いますが、この条例というのが、もともと日本語としても難しく聞こえてしまう言葉だと私は思います。日頃、私たちが使うような聞きやすい言葉ではない。また、特にその手話を使う人たちには大変難しくも聞こえるのかなと私は感じますが、この条例をわかりやすく伝えていく、その方策等を考えられていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この条例の制定後には、この手話が言語であることを広く市民に周知啓発していく必要があると考えております。そのためには周知の方法につきまして、当事者である飯塚市聴覚障害者協会、またお世話されている飯塚市手話の会と協議を行い、優しい日本語、またイラスト等を活用した、わかりやすい表記内容というような形で、リーフレット等をつくっていききたいというふうに検討しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「療育関連通所施設事業に関する覚書について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「療育関連通所施設事業に関する覚書について」、ご報告いたします。令和2年11月2日開催の福祉文教委員会におきまして、「療育関連通所施設に関する覚書の締結について」、ご報告をいたしました。その折、覚書の提出に至りませんでしたので、本日改めて提出し、ご報告するものでございます。

資料1をごらんください。当該覚書につきましては、飯塚市颯田の療育関連通所施設及び療育施設で行う事業に関して、土地所有者である飯塚市、建物所有者である株式会社療育振興プロジェクト、及び事業運営者である特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARAの3者において、10月30日付で締結をしたものでございます。覚書の内容につきましては、平成30年4月に締結した覚書の内容を基本とし、文言の整理及び条項の並べかえを主として行い、3者における確認事項を追記したものでございます。

第1条第1項では、当該施設で行う事業について記しております。事業内容につきましては、前覚書と変わりはございませんけれども、事業名を現状に合わせたものに修正をしております。

第2項では、事業の開始時期につきまして、障がい者基幹相談支援センター等運営事業、こちらにつきましては令和3年1月1日までに、その他につきましては、4月1日までとしております。事業につきましては、1日でも早い再開が求められるところではございますけれども、専門職員等の受け入れ体制の準備期間等を考慮して、このように決定をしているところでございます。

第2条につきましては、土地に関する取扱いについて、平成30年4月1日付で締結しました市有財産使用貸借契約に基づき行うことを確認しております。

第3条につきましては、建物の賃貸借について示したものでございます。こちらにつきましては、建物所有者である療育振興プロジェクト及び、事業運営者であります特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARAにおきまして、契約を締結するものとなっております。

第4条につきましては、事業への協力体制について確認したものでございます。

第5条、不適格状況通知でございます。疑義事項等が生じた場合、またはこれらを確認した場合に、書面により通知することにより、3者が共通認識を持ち、誠意を持って協議・解決を

図っていくことを明記したものでございます。あわせて十分な協議を行っても、なお問題解決に至らない場合の対処につきまして、第7条に、本覚書の解約として記したものでございます。

第6条につきましては、代表者等の変更に当たっては、通知することを定めたものでございます。第5条から7条につきましては、3者で新たに確認をし、追加したものとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

日程の確認なのですが、療育事業、第1条第2項で、令和3年1月1日までに、この(1)障がい者基幹相談支援センターの相談事業、支援事業を行うということによろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

委員おっしゃるとおり、障がい者基幹相談支援センター等運営事業、この中に相談支援事業等がありますが、これにつきましては、令和3年1月1日までにを行うものとするというふうなことにしております。

○金子委員

つまり今日が令和2年12月15日なので、令和3年1月1日、あと15日後に開始するということですね。あと2週間後なんですけど、これに関してどのように周知というか、なくなってしまったということは、保護者は知っていると思うんですけど、どのように周知というか、それは考えられておりますか。またその名前等とか、決まっているのであればその状況を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この周知につきましては、ホームページ等でお知らせできればとは考えております。また、施設等の名称につきまして、現在、委託事業の契約を済ましておりませんので、ちょっと名前のほうは控えさせていただきます。

○金子委員

この療育事業に関しては、1番目が大きく、障がい児の相談支援事業、そして2番目が児童発達支援センター事業、そして3番目が重症心身障がい児(者)の通所事業となっており、今までのこのミーティアスがやっていた事業と同じのを引き継ぐということなのですが、私その前の部分を見てないのでよくわからないんですけど(4)その他療育に関連する事業とありますが、それについて市は何かお考えはございますか。

○社会・障がい者福祉課長

この(4)その他療育に関連する事業につきましては、今回新たに含んだものでございます。先ほどの説明の中では漏らしておりましたけれども、この上に掲げる、1号から3号までの今まで行っていた事業、これ以外の事業を行う場合に支障がないように、このような形で事業ができるように入っております。今のところ本市として、その事業については、まだ検討しているものではございません。

○金子委員

これは要望でございますが、せっかく新しい事業ができる隙間があるなど私は思います。既存のものでなく、今飯塚市に必要なもの、さっき障がい児福祉計画の中でいろいろ私が言いましたけれども、発達障がいのお子さんたちの問題というのは大変大きな問題で、そこをまだ片づけられていないところがないと思います。そこも協議していただければと思います。保護者が大変不安になっているし、また国の指針ではあるように、子どもだけじゃなくって、まず親に教育の仕方、療育の仕方を伝えていこうというやり方が、ペアレントプログラムのようなものとかを取り入れることは十分に考えられるのではないかと思いますので、しっかりそこを

検討していただきたい。それを提案していくのも、市の力ではないかな、市ができることではないかなと思いますので、しっかり今の子どもたち、あるいはその保護者から聞き取り等をしていただいて、今後、みんなが本当に満足できる、充実をした事業に展開していただくようよろしくお願いいたします。要望で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほど課長の答弁で、この覚書自体は文言の変更や条例の順番を変えられたということでしたけれども、大きく変わったところは、以前の覚書と変更はないという。大きく何か変わったところはないということで理解していいのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

基本的事項につきましては、変更等はありません。ただ追記として、先ほども申しましたように条項を加えたりというようなこと、また、事業名等が現在のものと相違していましたので、そこを修正するというようなことをしております。

○兼本委員

そうすると賃借期間も変更なしということですよ、建物の。令和20年3月31日までというのも変わりなしということですよ。

○社会・障がい者福祉課長

この期間につきましても変更等はありません。

○兼本委員

不動産の表示は、これは登記簿上の表示を書かれてあるのですか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけありません。登記簿の確認をしたわけではなく、前回の覚書をそのまま踏襲させていただいております。

○兼本委員

ちょっと私気付いたのですが、建物の「平屋建て」の屋が「平家建て」だと思うんですよ、恐らく。間違いだと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、1点だけ。この件に関しては以前もちょっと議論させていただいたので、ちょっと確認なんですけど、第2条第2項で、譲渡時の時価で購入しなければならないとなっているのですが、この時価というのは、どういうふうを決めるといふふうになっていましたですか。

○社会・障がい者福祉課長

時価につきましては、鑑定評価等を取りまして、それに基づいて設定をしていくというふうにしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和元年度分）について」、報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和元年度分）について」、ご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和元年度に実施した

事業の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果を報告するものでございます。また、本報告書作成に係る外部評価に際しまして、例年評価者と担当者との対面によるヒアリングを行っていましたが、今年度に関しましてはコロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面でのヒアリングにて実施し、2名の合議のもとに評価いただいております。

資料の「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。1ページには、点検評価を行う目的、教育委員会の組織などについて記載しております。2ページには教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況等、3ページから4ページにかけて研修会や学校訪問などの参加状況を記載しております。

5ページをお願いいたします。「IV令和元年度事務事業評価」の「1点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、教育大学教授1名と、元学校長1名の2名の方から、「A：達成している」、「B：概ね達成している」、「C：課題がある」、「D：事業見直しが必要」の4ランクで評価をいただいております。次に中段下の「2全体評価結果」としまして、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、その集計結果を記載しております。結果は、Aの「達成」が6事業、Bの「概ね達成」が4事業、Cの「課題がある」、Dの「事業見直し」がゼロという結果となっております。

6ページ、7ページにかけて、事業全体を通しての意見を、それぞれの2名の方からの外部評価講評として、記載しております。いずれの評価者からも全体的に、適切に事業が実施されているとの評価をいただいておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見もいただいております。その中で、主なものについてご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。「(1)学校教育」の分野について、ICT機器の計画的整備や積極的活用では、ハード面では計画的に整備されており、またソフト面でもICT研究指導員の配置を行い、教職員の負担軽減とともにICT活用に関する指導力向上につながっている。また大学や企業と連携したプログラミング教育等の取り組み内容は、先進的かつ積極的に推進されており、事業の取り組み状況からも充実した達成状況が伺うことができるなどと評価をいただいております。

次に、14ページをお願いいたします。「(2)社会教育」の分野について、学校施設や社会教育施設の空き部屋等を活用した学習活動の推進では、放課後子ども教室や熟年者マナビ塾など、子どもから高齢者までの活用目的に応じた、魅力あるさまざまなプログラムが実施されており、全ての事業において実施目標を達成しているが、今後、指導者や子ども達にアンケート等を実施し、その内容及び成果について点検することも必要ではないかなど、ご意見をいただきました。

次に、16ページには事務事業に係る点検評価一覧表を記載しております。17ページから30ページにかけて、各所管課において作成しました点検及び評価シート10事業分を添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取り組み状況やその成果、今後の方向性等を各所管課において自己点検・評価を行い、この内容につき、外部評価者に評価をいただいたものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後に31ページをお願いいたします。31ページから33ページにかけて、令和元年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、1点だけ質問させてください。ちょっと教育長にお伺いしたいのですが、今報告ありました分の中で評価のほうでAというふうに出ているNo.1のICT機器の計画的整備や積極的活用という部分で、評価としてはAというふうに出ているんですけど、10月のちょっと新聞記事で読んだんですけど、田川市がICTアワードか何かで、文部科学大臣賞を受賞したというような記事を見まして、同じ筑豊地区内ですので嬉しいことだと思う部分もある反面、この部分に関しまして飯塚市のほうがそれこそ先進的に取り組んでいたじゃないかなというふうにはちょっと感じて、飯塚市が受賞してもおかしくなかったのじゃないかなという、受賞してほしかったなというのが正直なところなんですけど、この部分に関して教育長として何かご感想とか持たれていたら聞きたいんですけど。

○教育長

今ご質問いただいたアワード賞ですか、私も新聞レベルで拝見いたしまして、筑豊地区の田川市が大変頑張っておられるなということをお見したわけでございますが、私も十分どういった選考過程を経て賞を得るものかわかりませんので、今日そういうお話いただいて、逆に勇気づけられましたので、私どもも委員おっしゃいますように、これまでしっかり、ICT機器の整備、そして積極的な活用につきましてはやってみりましたので、ぜひしっかり調べていきたいと思っております。

○永末委員

ぜひ、そういう賞を受賞する、しないというのは直接的に児童生徒のほうに余り何か還元という意味にはならないかもしれませんが、飯塚市がしっかり頑張っているんだという部分でのアピールとかにはなっていくと思うので、そういった部分も見据えて、ちょっとやられる部分もあってもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひちょっとそういったことまでご検討いただいて、しっかり頑張ってくださいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、27ページの社会教育分野の部分で、この事業名が「学校施設や社会教育施設の空き部屋等を活用した学習活動の推進」の中の事業等の内容で、ABCのCになっている社会教育施設を活用した学習活動の子ども会指導者連絡協議会ジュニアリーダー研修会というのがございますが、最近、御存じだと思いますがジュニアリーダー、非常にジュニアリーダーという募集をかけてもなかなか集まらない状況だと思っております。この事業を行っていく上で、その辺りのことはどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思っております。

○生涯学習課長

今、委員お話があつていますように、ジュニアリーダーの活動というのが、なかなか難しい、活発にできていないような状況がございますので、今後より一層、この活動が活発になるような方策を考えていきたいと思っております。

○兼本委員

実際にジュニアリーダーをされてあつた方とかというのは、やはりその後、高校卒業されても、やはり飯塚の地域の活動にすごく関心を持って行われている子どもたちが非常に多いと思うんですね。非常にこのジュニアリーダーの育成というのは飯塚市にとっても必要な事業ではないかなというふうに思っていますので、このあたりどうしたら集まるのかというところをちょっと検討していただいて、このジュニアリーダー研修会が活発に行われるようにできることを要望したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

すみません、一つだけ聞かせてください。20ページの「学校指導体制の整備」、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのことが書いてあって、相談延べ件数が1472件で、目標達成率の147.20%というふうにございます。かなり子どもたちがそこを利用しているという状況が見えてきています。そして今後の方向性として、相談件数の増加と相談内容が複雑化していることにより、スクールソーシャルワーカーを1名増員するというふうにあります。私の記憶だと、1年前ぐらいに増員したのではないかと思うのですが、資料がもしございましたら、この何年間のスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの人数の数とかがわかれば教えてください。

○学校教育課長

スクールソーシャルワーカーは平成22年度に始めまして、まず1名で行っておりました。それで令和2年度より2名、来年度3名という要望を出しております。

○金子委員

ちょっと聞き方が悪かったかと思いますが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、それぞれ教えていただければと思っております。

○学校教育課長

最初にスクールカウンセラーが3名、平成21年度に、スクールカウンセラーが4名、スクールソーシャルワーカーを1名、平成27年度よりスクールカウンセラーが5名、スクールソーシャルワーカー1名で平成31年度までその内容で行っております。令和2年度より、スクールカウンセラーが5名、スクールソーシャルワーカーが2名になっております。

○金子委員

すみません、最後もう1回言ってもらっていいですか。最後の年度と数をもう1回お願いします。

○学校教育課長

令和2年度にスクールカウンセラー5名、スクールソーシャルワーカー2名になっています。

○金子委員

ありがとうございます。今までは、この数を見ると、もともとカウンセラーから入っていたので、それで平成19年が3名から始まって、そして平成21年に4名にふえ、平成27年に5名でそのままだということですね。そしてスクールソーシャルワーカーに関しては平成21年度から1名でやってきたんだけど、令和2年度からは2名になったということでしょうか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○金子委員

これの数を見ると、今までカウンセラーで需要するというか、それでよかったところが、これからはスクールソーシャルワーカーという、より社会との接点でいろんな関係と連携していかなくちゃいけない。それをやっぱ専門とする方が大変必要になってくるというのがこの数字を見てもよくわかりました。これがあと147.2%ということで、これで本当に大丈夫なのかなというふうに思います。カウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのは、全部詰まってしまうと結構大変で、いろんなやはり状況で電話をとったりする時間も大変必要になると思いますので、状況を見てまたふやすようなことがあれば、ただふやせばいいのじゃなくて、何よりその人自身の気持ちの安定とかあると思いますので、質が確保できるような取り組みをどうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

21ページの「次代の飯塚市を担うひとづくり」ということでプログラミング関係のプログラムがございしますが、以前新聞で、2025年からたしか大学入試のほうに情報という教科が入ってくると、情報というのとは何かというとプログラミング教科が入ってくるというふうに、新聞に載っていました。今の中学校2年生の子たちから、そのまま順調にいけばということなんですけれども、この教育というのは、今は次代の飯塚市を担う人づくりということなんですけれども、今後そういう科目がふえてきた場合には、そういうものと絡めて、授業を行っていくというようなことはお考えなのでしょうか。

○学校教育課長

ただいま飯塚市プログラミング教育の目標ということで小学校1年生から中学校3年生、9年間のプログラミングのカリキュラムを組んでおります。その中で大学受験も変わってくるということになりますので学習指導要領が2024年度から移行してまいりますので、その内容に沿って飯塚市のプログラミングの教育の内容も変えていきながら他の教科でもつなげられるように行っていきたいと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の逮捕について」、報告を求めます。

○教育総務課長

「職員の逮捕について」、説明をさせていただきます。

提出しております資料をお願いいたします。本事案は、令和2年11月21日土曜日、午前11時55分。田川市内の道路で蛇行運転している車をパトロール中のパトカーが追跡し、店舗駐車場に駐車した際、職務質問を行ったところ、呼気から基準値の2倍を超えるアルコールが検出されましたが、呼気アルコール量と供述の飲酒量が一致しなかったため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されたものでございます。職員の逮捕は極めて遺憾でございます。今後の対応につきましては、事実確認ができ次第、厳正に対応してまいります。このことを重く受け止め、今後このようなことが起きないように再発防止に向け、教育委員会全職員に対し綱紀粛正の通知を行うとともに、職員としての責任と自覚を持って行動するよう徹底してまいります。大変申しわけございませんでした。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑はありませんか。質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもって福祉文教委員会を閉会いたします。